

2021 Laser All Japan Championships

defgh defス7-ijkl

2021 m 11 Z 20日 c 11 Z 23日

SAILING INSTRUCTIONS

1. 規則

- 1.1. 本大会には「2021～2024 国際セーリング競技規則」（以下、RRS）に定義された「規則」、日本セーリング連 規程、レーザー・クラス・ルール、レース公示（以下、「NOR」）、この SAILING INSTRUCTIONS（以下、「SI」）を適用する。
- 1.2. SI と他の適用規則が矛盾した場合、SI を優先する。これは規則 63.7 を変更している。
- 1.3. 本大会の全ての規則を決定するのは次の通りとする。
 - 1.3.1. **[DP]**は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
 - 1.3.2. **[SP]**は、レース委員会が審問 しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。
 - 1.3.3. **[NP]**は、この規則の違反は による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。
- 1.4. RRS 付則 P、付則 T を適用する。
- 1.5. 規則 87 に つき、レーザー・クラス・ルール 7(a)を以下のように制限する。
「レース中は登録された 1 名のみ乗 できる。」

2. 競技者への通告

競技 への通告は、大会公式ホームページ上

(http://sail.jpn.com/modules/docs/index.php?content_id=203)

に設置された公式掲示板に掲示される。なお、クラブハウス前にも補助的な位置づけとして競技 への通告を掲示するが、大会公式ホームページ上の公式掲示板における掲示物と順序や内容、掲示時刻が異なった場合には、大会公式ホームページ上の公式掲示板が正式なものとなる。

3. SI およびレース日程の変更

SI の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示される。ただしレース日程の変更はそれが発効する前日の 19 時までには掲示される。

4. 行動規範

- 4.1. **[DP]** 競技 および支援 は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 4.2. **[DP]** 競技 および支援 は、主催団体によって! "された# \$の%&いを、その' 用に(する) 示に * い、その+, を- . ることな/、01 しなければならない。

5. 陸上で発する信号

- 5.1. 2上で発する信号は、クラブハウス34に設置された5ラ6グ・7ールに掲8される。
- 5.2. **[DP]** **[NP]**9: 信号 1; と<に掲8される D = は、「予告信号は、D = 掲8 > 30 分以? に発する。」ことを意味する。 は、この信号が発@られるまで、ハーAーをBれてはならない。
- 5.3. SI 7.1 に示されたCDのレースにEして、「AP =」は、掲8しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「F =」が掲8されない場合GそのレースのスHートは、時I の定J な/ KL されている。

6. レース方式

- 6.1. レーザーズHNMNクラスOびレーザー4.7 クラスは、PQ5リートにてレースをORする。
- 6.2. レーザーラジSルクラスは、TUートスHートラVNを用いてPQ5リートにてレースをORする。

7. 日程

7.1. レース日程

	Date	WXent	Time
DaY0	11 Z 20日 ([)	大会\ 付] ^ (_] ^ 5 ` - Δ! a b 式	13:00c16:00 13:00c16:00

DaY1	11 Z 21日 (日)	大会\付・] ^ (_] ^ 5` -ム! a b式 n会式・ブリーフィング o 1レース予告信号 pきqきレースを1う(合] 2レースを予定)	08:00c09:30 09:4r 11:rr
DaY2	11 Z 22日 (Z)	ブリーフィング その日s tのレース予告信号 pきqきレースを1う(合] 3レースを予定)	08:30 09:rr
DaY3	11 Z 23日 (u)	ブリーフィング その日s tのレース予告信号 pきqきレースを1う(合] 2レースを予定) v会式	08:30 09:rr 16:30

- 7.2. 本レw6Hはxクラス7レースのORを予定する。
- 7.3. 1日にyき1レースのみ、z日に予定されたレースを前{ しもし/ は前日までに| } でできなかったレースをORすることが~る。
- 7.4. 1yのレースまたはQ連のレースがまもなノ・まることの€意を・, するたJに、予告信号が掲8されるsf, 分以内に9: 信号 1; とともに...レンジ=を掲8する。
- 7.5. †‡その他の^ %により日程はレース委員会の裁量で変更することが~る。
- 7.6. sŠ日は、それ< れのレース・Eリスにおいて、s tにレースするクラスにEして13時30分より>に予告信号は発@られない。

8. クラス旗

- 8.1. クラス= は次の通りとする。

・ Z	クラス=
レーザーS H N M - Nクラス	• • ' のレーザークラス=
レーザーラジS ルクラス	' • ' のレーザークラス=
レーザー" . " クラス	• • ' のレーザークラス=

9. レース・エリア

- 9.1. レース・Eリスのおおよその位置は、-付-1に示す通りで~る。
- 9.2. -付-1~おりのレース・Eリスにならなノても からの™s 要求の根拠とはならない。これは、規則 62.1(a)を変更している。

10. コース

- 10.1. -付-2c1 Oび2c2の> -ス-は、xレグI のœ•、通zするÿークの順序Oびそれ< れのÿークを通zする4を j > -スを示す。
- 10.2. xクラスの予告信号以前に、レース委員会の信号 にΦEする> -スをα示す。
- 10.3. 予告信号以前に、レース委員会の信号 にs tのレグのおおよその> NUsb位を掲示する。
- 10.4. -付-2c1 Oび2c2> -ス-において、3レグ以上ΦEしたÿークで5イ¥6 j §することで> -ス... ©することが~る。ただし、ÿーク^aとÿーク1a(...5セ6トÿーク)I は^aレグとして« ウントしない。

11. マーク

ÿークは次の通りとする。

-a-®s 1`2	-a-®s 3s`3p`4s`4p	-a-® r	-a-® 4a
• • の° ±ブV (大)	' • の° 2 3 ' ブV(大)	...レンジ• の° ± ブV(中)	...レンジ• のμœ 2 ブV
Ne¶ -a-®s 1`2	O.set -a-® (1a)	Sta-tin Line -a-®	1inishin Line -a-®
° • の° ±ブV (中)	...レンジ• の° ± ブV(»)	レース委員会	レース委員会 ...レンジ• の° ± ブV(»)

スタート

- 11.1. スH N M - NクラスOび4.7クラスのスHート・ラV Nは、スH -¼ - Nの½となるレース委員会の¾...レンジ• = z を掲. た7ールと、スHート・ラV N中A付Aに位置するレース委員会 の - = を掲. た7ールのI とする。(-付-3)

- 11.2. ラジスルクラスは、2 UートスHートラVンb式をA用する。ラジスルクラスのスHート・ラVンは、スH-¼-Nの½に~るレース委員会 の¾...レンジ・ =¿ を掲. た7ールとスHート・ラVン中A付Aのレース委員会 の = を掲. た7ールのI、またはスHート・ラVン中A付Aのレース委員会 の = を掲. た7ールと7ートの½に~るレース委員会 の¾...レンジ・ =¿ を掲. た7ールのIとする。(- 付 - 3)
- 11.3. [DP] [NP]他のレースのスHートA順のI G予告信号が発@られていない (はGスHート・ラVンからA A 100A以内のC E および> スE V NからBれていなければならない。
- 11.4. スHート信号> 4分以内にスHートしない (は、審問なしに「スHートしなかった (DNS)」とE録される。これは規則 A4 と Ar を変更している。
- 11.5. 規則 30.4 (E・ =規則) に以下を変更、およびI「して適用する。
- (a) セールI 号はI な/とも3分I 掲示する。セールI 号をs tに掲示する時にD9が発@られる。セールI 号が掲示された (は、Nしい準\$信号までにSI 11.r(0)に定義されるレース・EリスをBれなければならない。それに* Óない場合、その (は審問なしにDNWとE録される。
- (0) スHート信号前のレース・Eリスは、スHート・ラVンから100mのC Eとする。スHート信号>のレース・Eリスは、いÓれかの5リートがレースを1っているI (は、 が通Ó¢ EするとÓ×られる' ØのÙ4 100mのC Eとする。
- (c) レース委員会は (は規則 62.1(a)に ついて™sがÓ×されるとÓÙした場合、規則 30.4 違反 のセールI 号を掲示@ÓÝÞにしないことが~る。これは規則 30.4、60.2 および 63.1 を変更している。

12. コースの次のレグの変更

レース委員会は、(a)Nしい変更用Yークを設置するか、(0)5イ¥6! S・ラVンをBàするか、もし/ (は (c)á下Yーク(3s/3p- 4s/4p- 4a- r)をBàすることによって>ースの次のレグの変更を1う。Nしい変更用Yークを設置した場合G01 できればããにãのYークをãæする。その>の変更でNしいYークを置きç×る場合GそのYークはãのYークで置きç×る。

13. フィニッシュ

5イ¥6! S・ラVンはレース委員会 のè・ =を掲8している7ールと5イ¥6! S・Yークの>ース4のIで~る。

14. 規則 42 違反におけるペナルティ・システム

- 14.1. 付則 Pを適用する。ただし以下の変更をéう。
- 14.1.1. (は5イ¥6! S・ラVンをèèった>にs tのペナルティーがìされる場合、その (はDN¹の10í (> í Ø 0.r èり上.)のí Øペナルティーを付Ùする。ただし、そのレースのí ØがDSø(YÞ)よりもñ/なることはない。
- 14.1.2. 規則 P3を次に置きç×る。「(は規則 P1.2に つきs tのペナルティーをìされた際に、そのレースがòスHートもし/はòレースとなった場合には、ペナルティーは%り|される。ただし、そのペナルティは、レw6H中にペナルティをìされたóíを決JるたJにはì×られる。これは規則 36 を変更している。」
- 14.1.3. 規則 P4を次に置きç×る。「規則 P1.2に つ/ó置にEしては、 (による™s要求の根拠にはならない。ただし、プロテスト委員会は、プロテスト委員会またはプロテスト委員会によりòòされた...ブザーA-による規則 P1.2に つ/ó置にyいて、™sのたJの審問を÷øし、 (に™sを付Ùするù, úが~る。これは規則 60.1(0)を変更している。」
- 14.2. 2óŽ(もし/はそれ以?)の規則 42 違反によってリHVSもし/はDSø(YÞ)となった (は、レースがòスHートもし/はòレースとなった場合でもそのレースにはúíできない。これは、そのレースがz日にK Lとなった場合においてもùýで~る。もしその (が該当するレースにúíした場合、(は審問なしにYÞとされなければならない、そのí ØはãÙできない。また、プロテスト委員会は規則 69.1(a)に つ/審問を÷øすることをOpしなければならない。

SI 1r.1 Oび SI 1r.2 の内容を以下αにEýする

ペナルティ回数	艇による即時のペナルティ履行	ゼネラル・リコール後 もしくは延期 もしくは中止	艇が何もしなかった場合	ゼネラル・リコール後 もしくは延期 もしくは中止
1回目	2回転/10% (SI 14.1.1)	再スタート可	DSQ	再スタート可
2回目	リタイア(RET)	再スタート不可	DNE	再スタート不可
3回目以降	リタイア(DNE)	再スタート不可	DNE (全レース)	再スタート不可

15. タイム・リミット

15.1. HVム・リミットとHーゲルト・HVムは以下のとおりとする。

ただしHーゲルト・HVムに おりにならない/ても、TMを要求の根拠とはならない。

レース・タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
7r分	2r分	1r分	40c4r分

Yーク1のHVム・リミット内に1もYーク1を通えしなかった場合、レースは中止される。これは規則 32.1 を変更している。

15.2. xクラスとも、規則 28 に つき、かy規則 29.1、規則 30.3、規則 30.4、に違反しないでスタートしたstの の5イ¥6| § > 1r分以内に5イ¥6| §しない は「5イ¥6| §しなかった (DN¹)」とE録される。これは規則 3r Oび規則付則 A4 と Ar を変更している。

15.3. Hーゲルト・HVム通りとならな/ても、TMを要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

16. 抗議と救済の要求

16.1. 抗議書は、クラブハウスの大会本部で入Aできる。抗議OびTMを またはo審の要求は適eな制限時内に大会本部に! aしなければならない。

16.2. 抗議締eり時I はその日のs SレースS了> またはレース委員会が本日これ以上レースを1 Oないという信号を発した>の、 ~ ちらか遅いbから 60分とする。この項は規則 61.3 を変更している。

16.3. 審問の当^ で~るか、または証人として名前が~. られている競技 に通告するたJ に、抗議締eり時刻> 30分以内に通告書を掲示する。審問は、o 3 研修室のプロテスト・ルームで1 Oれ、抗議締eり時刻前に1 Oれることも~る。

16.4. レース委員会、テク¥«ル委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(0)に つき伝×るたJ に公示する。

16.5. SI 1.3 に つき標準ペナルティーをi @られた のリストおよび規則 42 違反にEするペナルティー i @られた のリストを掲示する。

16.6. レースを1うs S日には、プロテスト委員会のU決に つノTMを要求は、U決の掲示から 30分以内に! aされなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

17. 得点

17.1. | リーズが成立するたJ には、xクラスともTレースを完了することを必要とする。

17.2.

(a) 完了したレースが" レース未満の場合、 の| リーズのi Øはレースi Øの合] とする。

(0) 完了したレースが4レース以上の場合、 の| リーズのi Øは、s もñいi Øをa Uしたレースのi Øの合] とする。

18. [DP] [NP] 安全規定

18.1. レース委員会は、下Eの安全規定の違反にEし、 を抗議することがa来る。

18.2. レースにuA (a)しない は、所定のF NC・リHVS申告書にuAしないレース・ナンAーをE入し大会本部に! aしなければならない。

18.3. [SP] 申告

18.3.1. a 申告は Eのe頭による申告をもって1う。a しようとする Eは大会本部前に待+している大会運営担当 にクラス名、セールナンAー、氏名をe頭で伝×た>に、a しなければならない。大会運営担当 は、stのクラスのレース予告信号予定時刻のi な/とも 60分前からD = 掲8> 20分のI、大会本部前にて待+している。

18.3.2. 帰着申告は Eのe頭による申告をもって1う。帰着した Eは速やかに大会本部前に待+している大会運営担当 に帰着した旨をe頭にて申告しなければならない。帰着申告の締eり時I は、レースS了>(pきqきレースが1 Oれる場合は、その日のレースS了>)またはレース委員会が本日これ以上レースを1 Oないという信号を発した>の、 ~ ちらか遅いbから 60分以内とする。ただし、レース委員会の裁量により、この時I はK Eされることが~る。

18.4. 海上でリHVSした は、O1 u, で~ればレース・EリスをBれる前にレース委員会 にその旨を伝×ること。また、帰着>、a来るだけ早ノレース委員会に伝×なければならない。

18.5. [SP] SI 18.4のリHVS は抗議締eり時I 内に所定のF NC・リHVS申告書にリHVSしたレース・ナンAーをE入し大会本部に! aしなければならない。

18.6. [DP]x の乗員は、B岸から着岸まで、衣服またはC人# \$をQ時的に替×たり整×たりするI をaき、競技 はC人用浮8用具を着用していなければならない。これは規則 40 を変更している。ウEルト・スー-i とNラV・スー-i はC人用浮8用具ではない。

18.7. TM助を求Jる必要が~る場合には、"Aのひらを広. て"振り、その意志をx Oすこと。TM助の必要がな

い場合には"こぶしを握って"振ること。

- 18.8. 必要とみなされた場合、競技 は自 を放棄してレスキ\$ ー・¼ートに乗 するよう運営 におじられることが~る。強制™助にEしては、 から™s 要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。
- 18.9. [DP] は水上にいるI は、â 径 6mm、⊖さ rm 以上のAウ・ラVンをAウ・SVにy けておかなければならない。
- 18.10. [DP]ÿスト・ト6プに着脱ù, な浮力体を%り付けてもよい。´ 状は球´ に限り、1 か所のロープで%り付けなければならない。ただし、> ンディ| ヨンにより、付れたりùしたりしてもよい。
- 18.11. 体放棄をする際には、競技 の安全が確保されていることを示すたJ に、ハザーN・テープをAウ・SVに結んでお/。

19. [DP] [NP]乗員の交代と装備の交換

- 19.1. 競技 のj 代は、許ùされない。
- 19.2. 選Āは大会において1yのノレ、セール、Aテンセ6ト、ÿスト、ブーム、センH-¼-N、ラM-を' 用しな/ てはならない。
- 19.3. または# \$が損傷した場合、レース委員⊖の書面ででの許ùを\ けた場合にのみj ç することができる。その日のs t のレースのスH-ト前 90 分以? からその日のs > のレースのスH-ト前までに破損が発生した場合、テク¥« ル委員会にe 頭で臨時許ùをi た>、その日の抗議締J èり時刻以前に書面で許ù申し込みを1 Óなければならない。

20. 艇、装備および衣類の検査

- 20.1. x は、~らかじJ セル5チェ6クを1い、大会\ 付時にĒ入s みの] ^5` ームを! a することで] ^を完了さ@なければならない。
*] ^5` ームは大会ĒVト <http://sail.jpn.com> からMウンローNすること。
- 20.2.] ^は、テク¥« ル委員会のUÙにより、õ意の日程に1 Óれることが~る。
- 20.3. 、# \$および衣類は、クラス規則とSIに* っていることを確認するたJ、大会LI 中にiyでも検査されることが~る。
- 20.4. [DP]セールĀ号が 体のĀ号と違う場合やùĀ 申し込み時と違う場合には、大会本部に\$ x 付けられた「セールĀ号変更届」により申請すること。これはクラスルール 4.e.ii を変更している。

21. 運営艇の識別

運営 の標識は次の通りとする。

Boat	1la, description
レース委員会	•• = (RC α Ē)
プロテスト委員会	•• = (JURY α Ē)
テク¥« ル委員会	•• = (TWCH α Ē)
™助	•• = (RWSCUW α Ē)

22. [DP][NP]支援艇

- 22.1. チーム・リーM-、> ーチその他の支援 は、s t にスH-トするクラスの準\$ 信号の時刻からすべての がらィ¥6| § するかもし/ はりHVS するか、またはレース委員会がKL、ゼネラル・リ>ールもし/ は中止の信号を発するまで、 がレースをしている⊖リスのÙ4にいななければならない。ただし、レスキ\$ ー等緊急の場合をã/。
- 22.2. 支援 は水上に~る場合、大会\ 付時にj 付される「ピンク• =」を掲8しなければならない。
- 22.3. レース委員会は、支援 にEして 線またはe 頭でレース・⊖リスに入った™助活à の協力を要請する場合が~る。この場合、SI 22.1 は適用されない。
支援 は、大会主催 から貸Ù4< Tm /TT2 1 Tf (<\$%üý@ðœ) Tj /TT18 1 Tf (•) Tj /TT1aBT 105 0j /< Tj /TT1Tj /

禁止する。

23. [DP][NP]ごみの処分等

ごみを故意に投棄してはならない。

ごみは支援 または大会運営 に渡してもよい。また、競技 は、飲料水、食料、衣類等の荷物をQ時的にレース委員会 に預けてもよい。ただし、競技 は、レース中にレース委員会 との荷物の\け渡しを1つてはならない。

24. [DP]無線通信

緊急の場合をãき、レース中の は、9; やデーHを送信してはならO、かy、すべての が利用できない9; やデーH通信を\信してはならない。ただし、レース委員会が用意するトラ6キング; ステムはまない。

25. [NP] [SP]トラッキングシステム

- 25.1. 公式掲示板にてレース委員会により) 示が~った場合、準\$されたトラ6キング; ステムの½末+器を) 定された位置に搭yしなければならない。
- 25.2. ½末+器は、SI 18.3で1 Óれるa 申告時に\け%ることができる。½末+器は、帰着申告時にレース申告\付所へ返却しなければならない。
- 25.3. トラ6キング; ステムを搭yする の) 定は、その日の8時30分までに公式掲示板に掲示される。

26. 賞

- 26.1. xクラス、「レーザークラス規則付則」に づき、成績上位 には「レーザークSーブトロ5ィー」が授Uされる。
- 26.2. xクラスのAll Japan Championships 優勝 (T位以?を ;)は「日本レーザークラス協会メンAー」にUxられる。

27. クオリファイ

「2022 m ILCA 7(Standard)/ILCA 6(Radial)世界選Å権等代x選Å選Ob針」Oび「2022 m ILCA 6(Radial)ユース/ILCA 4(4.7)ユース世界選Å権等代x選Å選Ob針」をu照のこと。

28. 肖像権

競技 は、本レw6HにuI することにより、レw6HLI 中の競技 または競技 の# \$に(するã画、写真等の映像にyいて、その競技 に予告な/主催団体のUUで'用する権利を主催団体にUxるものとする。

29. リスク・ステートメント

RRS 3には¾レースにuI するか、またはレースをqけるかにyいての の決定の責oは、その にのみ~る。と~る。大会にuI することによって、それ<れの競技 は、セーリングには内在するリスクが~り、潜在的な危険をeう1ãで~ることに合意し、認Jることになる。これらのリスクには、強ã、荒れた海、+±の突然の変)、+器の故障、の操船の誤り、他 の未熟な操船術、Aランスのñい不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大な~が~る。セーリング・スフーiに固有なのは、溺死、心的U傷、f体温症、その他の原因によるQ生| xない重篤な傷害、死亡のリスクで~る。

30. [DP][NP]保険

競技 は、有効な傷害保険Oびo三 賠償責o保険にI入していなければならない。

31. ドーピング・コントロール

- 31.1. 本大会は、日本Nーピング防止規定に づ/Nーピング検査E象大会で~る。
- 31.2. 本大会uI は、(エントリーした時ので日本Nーピング防止規定にしたがい、Nーピング検査を\けることにu意したものとみなす。
- 31.3. 18歳未満の にyいては、Nーピング検査を ; Nーピング・>ントロールÅqにEする親権 からのu意書を\付時に! aすること。
下EリンクよりSンチ・Nーピング「未成m競技 親権 承諾書」をMウンローNしE入
u照リンク：http://jsa-cosc.jp/cn04/p_13c1.html
- 31.4. 本レw6HuI は、本レw6Hにおいて1 ÓれるNーピング検査(尿・血液 等検体の•類を問O)を拒否又はo避した場合、検査員の)示に* Óない場合、帰路のBã等C人的諸^%によりNーピング検査Åqを完了することができなかつた場合等は、Sンチ・Nーピン グ規則違反となるu, úが~る。Sンチ・Nーピング規則違反とUUされた場合には、日本Sンチ・Nーピング規程に づき制裁等を\けることになるので留意すること。

- 31.5. レw6H・レw6HÙ検査問ÓÓ、血液検査のE象となった競技 は、A血のたJ、競技/運àŠ了> 2 時I の安静が必要となるので留意すること。
- 31.6. 日本Sンチ・Nーピング規程の詳細内容およびNーピング検査にyいては、公益財団法人日本Sンチ・Nーピング+構のウェブÉVト (<http://www.plaYt-uejapan.o->) にて確認すること。

32. 【DP】【NP】新型コロナウイルス感染拡大防止

競技 Oび支援 等は、本大会に適用される NOR 22「N型> ロナウVルス感染拡大防止E策」を遵守しなければならない。

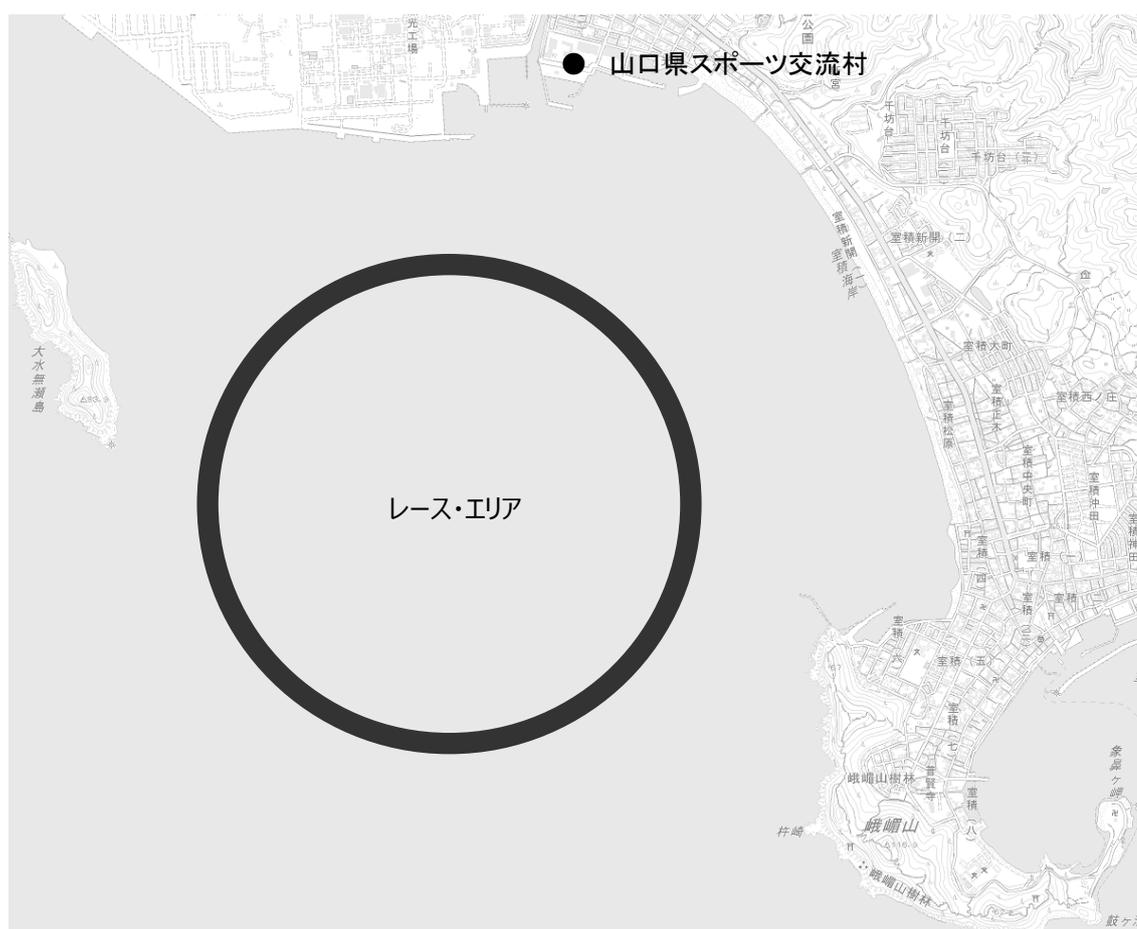
33. S I 等に関する質問

S I 等に(する質問は、11 Z 12日(金)まで電子メールで\け付ける。また、大会LI中に「大会本部」に文書で質問書を! aすることができる。質問にEするó答は公式掲示板に掲示される。

電子メールでの質問書送付先 : ilcajpn@city-ujisa.la.ne.jp

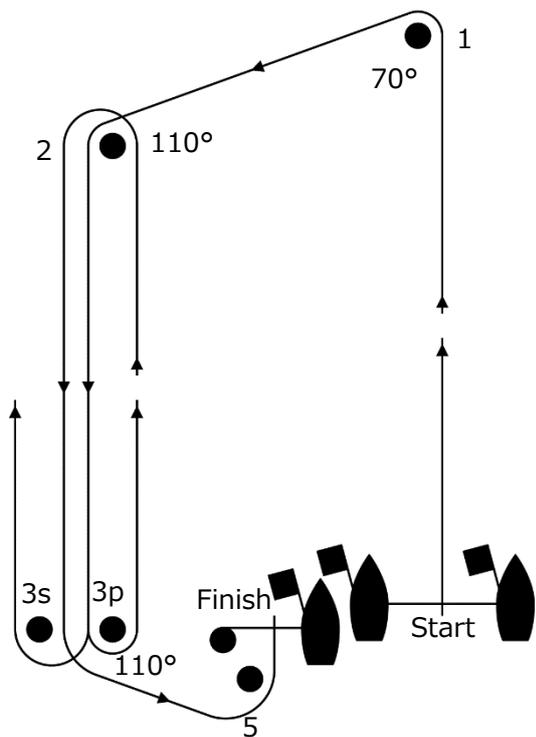
○般社団法人 日本レーザークラス協会

添付図 1 レース・エリア



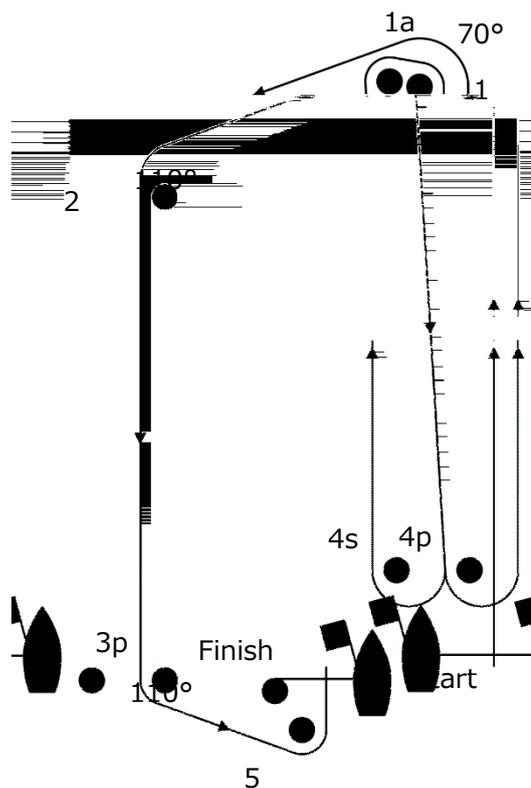
添付図 2-1 コース図

O2



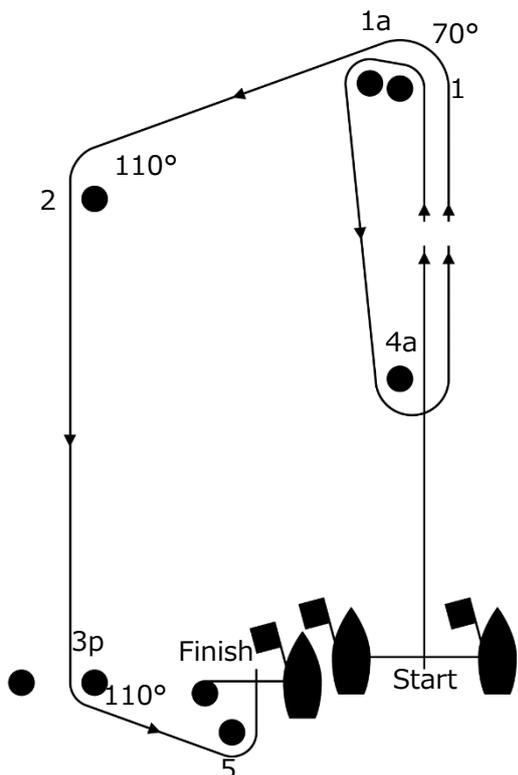
Sta-tc1c2c3s/3pc2c3pcrc¹inish

I2



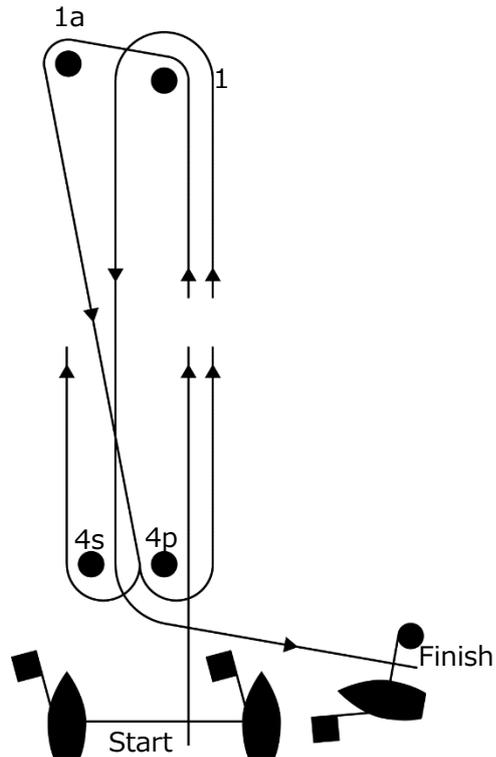
Sta-tc1c1ac4s/4pc1c2c3pcrc¹inish

IS



Sta-tc1c1ac4ac1c2c3pcrc¹inish

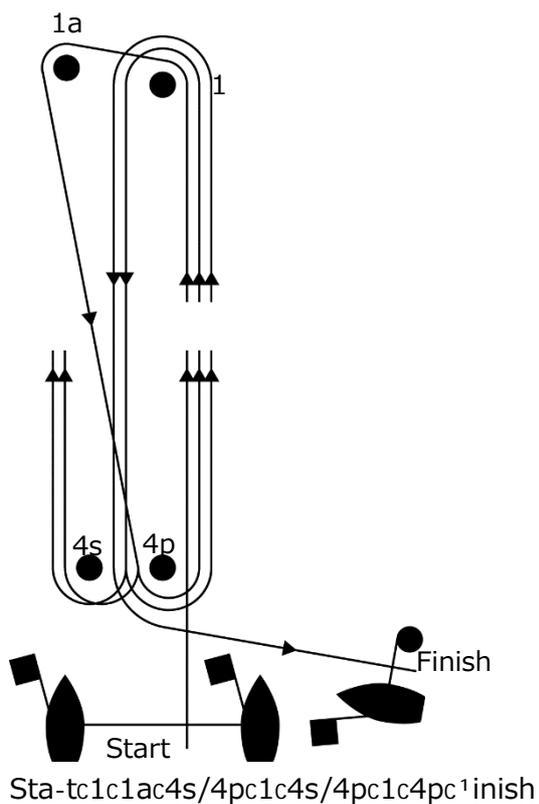
W2



Sta-tc1c1ac4s/4pc1c4pc¹inish

添付図 2-2 コース図

W3



添付図 3 2パートスタートライン

スタンダードクラス及び4.7クラスは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇とM旗を掲げたレース委員会艇の間のスタート・ラインからスタート。
ラジアルクラスは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇とM旗を掲げたレース委員会艇の間、またはM旗を掲げたレース委員会艇とポートの端にあるレース委員会のピン・ボート間のスタート・ラインからスタート。

